



東京都計画一団地の住宅施設
 光が丘一団地の住宅施設
 (東京都決定)
 縮尺 1/10,000

練馬区用途地域図

※この図面では、用途地域、高度地区、準工業地域、特別用途地区、
 高度地区、都市計画道路 () 変更しています。

凡例
▲ 光が丘一団地住宅施設
■ 特別用途地区

凡例

用途地域(特別用途地区)
 第一種住居地域
 第二種住居地域
 第三種住居地域
 第一種中密度住居地域
 第二種中密度住居地域
 第三種中密度住居地域
 第一種低層住居専用地域
 第二種低層住居専用地域
 第三種低層住居専用地域
 第一種高度住居地域
 第二種高度住居地域
 第三種高度住居地域
 準工業地域
 工業地域

高度地区

① 第一種高度地区	25m② 第二種高度地区
② 第二種高度地区	25m③ 第三種高度地区
③ 第三種高度地区	25m④ 第四種高度地区
④ 第四種高度地区	25m⑤ 第五種高度地区
⑤ 第五種高度地区	25m⑥ 第六種高度地区
⑥ 第六種高度地区	25m⑦ 第七種高度地区
⑦ 第七種高度地区	25m⑧ 第八種高度地区
⑧ 第八種高度地区	25m⑨ 第九種高度地区
⑨ 第九種高度地区	25m⑩ 第十種高度地区

防火地域等の指定

■ 防火地域	■ 準防火地域
■ 第一種防火地域	■ 第二種防火地域
■ 第一種準防火地域	■ 第二種準防火地域
■ 第一種特別防火地域	■ 第二種特別防火地域

●用途地域の境界は原則として、道路、公園、公園等
 の中心線、境界線、境界線(境界線に規定なし)
 (1)の中心線、境界線、境界線(境界線に規定なし)
 とする。20m未満の場合は、境界線に規定なしとする。
 ●防火地域(準防火地域)の境界は、各の境界線とする。
 ●準防火地域は、防火地域とする。
 ●(注) 本図は、(注)の用途地域、高度地区、準工業地域、
 特別用途地区、防火地域、準防火地域(特別用途地区の)
 一部に適用する(1/2,500)を輸入としたものである。
 ●(注) 本図は、(注)の用途地域、高度地区、準工業地域、
 特別用途地区、防火地域、準防火地域(特別用途地区の)
 とする。20m未満の場合は、境界線に規定なしとする。
 ●(注) 本図は、(注)の用途地域、高度地区、準工業地域、
 特別用途地区、防火地域、準防火地域(特別用途地区の)
 とする。20m未満の場合は、境界線に規定なしとする。